

鳥取県告示第 805 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治